髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 月

 高
 力
 力
 力

 一
 丁
 目
 2
 0

 発
 行
 日
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

規則

~-

◎高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報 通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

告 示

○道路の区域変更(2件)

(道 路 課)

○道路の供用開始

")

公 告

○工事整備対象設備等の工事又は整備に

関する講習の実施

(消防政策課)

高知県選挙管理委員会告示

◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (12・14掲示)

-----規 則

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月22日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第79号

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年高知県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則」に改め、同表の4中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

別表第2の2中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産 業協同組合法施行細則」に改める。

別表第3の1中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師

等に関する法律施行細則」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則」に改め、同表の5中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

別表第5中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第989号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市伊尾木 1830番 1 から 安芸市伊尾木 久保233番 1 が で	字東前	前	4. 8 \ 337. 0	1, 110
安芸市伊尾木 1830番 1 から 安芸市伊尾木 久保267番 2 ま	字東前	後	4. 8	1, 093

高知県告示第990号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和2年12月22日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名北本町領石

3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市領石字八反 629番 2 から		前	8. 1	415
南国市領4番5まで	南国市領石字鳥首46 番5まで	後	9. 1	415

高知県告示第991号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市伊尾木字角神1830番 1から 安芸市伊尾木字東前久保 267番2まで	1, 093	令和 2 年12月22 日

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり行う。

令和2年12月22日

高知県知事 濵田 省司

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
令和3年1月25日(月)	警報設備	午前9時から午

高知県庁正庁ホール		後5時まで
令和3年1月26日(火)	警報設備	II
令和3年1月27日 (水) "	消火設備	II
令和3年1月28日 (木) "	避難設備・消 火器	11

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部(消防署)で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目 2番20号 高知県危機管理部消防政策 課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和3年1月5日(火)から同月14日 (木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除 く。)の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目 2 番20号 高知県危機管理部消防政策課 内

高知県危険物安全協会(電話番号088-823-9099)

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第94号

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附 則第15条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものと される高知海区漁業調整委員会の委員に係る同法第1条の規定に よる改正前の漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規 定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場 合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 3分の1の数は、2,304人である。

令和2年12月14日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

c.